暮らす編

薩摩川内市で暮らそう！ あってよかったこの制度！

本市では、本市所在の事業所で働く人材を確保することを目的に、さまざまな支援を行っています。このコーナーでは、その支援について、【働く】、【暮らす】、【移住】の3回にわたって紹介します。

今回は、【暮らす】編として、移住定住に役立つ助成・支援の一部を紹介します。

定住住宅取得補助金

子育て加算で最大150万円補助

本市に転入後3年以内に、住宅を新築または購入した方に最大150万円を補助します。

※補助額は地域によって異なりますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

▲定住住宅取得補助金

定住住宅リフォーム補助金

子育て加算で最大100万円補助

本市に転入後1年以内に、住宅をリフォームした方に工事費の50％を補助します。

※補助額は地域によって異なりますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

▲定住住宅リフォーム補助金

都会での生活から、本市にUターンを決断し、定住住宅取得補助金を利用して住宅を建てた方にお話を聞いてみました。

利用者の声

以前は東京で働いていましたが、将来的には地元である薩摩川内市に帰ることを考えていました。

移住に関する情報収集をしていたら、市のホームページで住宅取得補助があることを知り、市の移住定住センターに問い合わせました。

この補助金が移住の大きなきっかけになりましたし、補助金の申請時は窓口のサポートもあり、とてもありがたかったです。現在も、仕事で東京を行き来することはありますが、都会とは違った生活を送ることができています。

地域移定住促進補助金

最大50万円補助

地域に増えている空き家を利活用して、移住者向けの賃貸住宅に改修する活動を支援します。

▲改修を行った空き家

対象工事

空き家の改築またはリフォーム、家財道具の処分で50万円以上掛かる工事費用などの経費の2分の1を補助します。（最大50万円）

▲地域移定住促進補助金

「せっかくなら誰かに住んでもらいたい」という思いから、空き家の改修を決意した補助金利用者にお話を聞いてみました。

利用者の声

改修した空き家は、約100年前に建てられた武家屋敷の特徴を残した建物で、その歴史とこれまでの家族との思い出が詰まっている物件でした。

リフォームを行う際に、建設会社などから、この支援制度を紹介してもらいました。支援制度を利用したことで、金銭面的な負担が軽くなり助かりました。改修後は、空き家バンクに登録しています。薩摩川内市に住みたいと思っていただけるような物件になるように、これからも少しずつ清掃や改修を続けていきます。

市ホームページでは、その他さまざまな移住定住に関する支援制度や情報を発信しています。ぜひご覧ください。

▲移住定住に役立つ助成・支援一覧

【働く】編は、広報薩摩川内5月通常版に掲載しています。ぜひご覧ください。

▲広報薩摩川内5月通常版

問合先／本庁産業人材確保・移住定住戦略室（内線5851、5852）

甑島国定公園10周年 こしきのひととき vol.2

甑島ツーリズム推進協議会は、甑島エコツーリズム推進全体構想により、「こころをつなげる」、「自然をつなげる」、「時空（とき）をつなげる」、「つながる」の4つの基本方針のもと、さまざまな活動をしています。

そこで今回は、甑島の魅力を伝え、自然と旅行者をつなぐエコツアーガイドの齊藤智顕さんを紹介します。

甑島の魅力は何ですか？

静岡県生まれの私は、子どもの頃に家族で甑島に移住しました。それまで内陸で暮らしていた私にとって、海はとても魅力的な存在でした。

海岸を歩き回るのが楽しくて、漂着した貝殻や生物を見つけて、調べていました。幼い私にとって海は遊び場でもあり、学びの場でした。

齊藤さんにとってエコツアーガイドとは

私は地域の神社で神職としても奉職しています。神職は「仲執り持ち」とも呼ばれ、神様と人との仲を執り持つ役ですが、エコツアーガイドも自然や地域と旅行者をつなぐ仕事です。

ただ美しい景色を見るだけではなく、専門的な知識を持ったガイドによる解説を聞いていただけたら、もっと深く甑島を感じる事ができると思います。

甑島ならではの体験を

甑島の魅力を知り尽くしたスペシャリストが、隠れた絶景スポットや心温まる地域の物語、そして※サステナブルな暮らしの知恵を余すところなくご案内します。

自然と共生するエコツーリズムの魅力を存分に味わい、甑島ならではの感動体験をぜひお楽しみください。

甑島エコツーリズムの詳細は、ホームページをご確認ください。

※環境や社会、経済などのあらゆる分野において、将来にわたって持続可能な状態を保つこと

▲甑島エコツーリズムホームページ

問合先
▼本庁観光物産課観光シティーセールスG（内線6221）

7月は国民年金保険料免除・納付猶予申請の更新月です

国民年金保険料を未納のままにしていると年金額に反映されないだけでなく、※受給資格期間にも算入されません。老齢年金やいざという時の障害年金、遺族年金を受給できなくなってしまう場合もあります。そのようなことにならないよう、経済的な理由により保険料を納めることが難しい場合は「免除・納付猶予」制度を利用しましょう。

国民年金の加入対象者は、20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、無職の方などです。

※年金を受け取るために必要な加入期間

国民年金の保険料を納めることが難しい場合に知ってほしい4つの制度

❶「申請免除」制度

収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に難しい場合、保険料の全額または一部を免除

❷「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で保険料を納めることが経済的に難しい場合、保険料の納付を猶予

❸「学生納付特例」制度

20歳以上の学生で前年所得が基準以下の場合は、在学期間中の保険料の納付を猶予

❹「産前産後免除」制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除

※免除された期間は保険料を納付したものとして、老齢基礎年金受給額に反映

▲個人の方の電子申請（国民年金）

▲国民年金保険料の免除・猶予・追納

問合先・申請先
▼本庁保険年金課国民年金G（内線2821）または各支所、甑島振興局
▼川内年金事務所 ☎(22)5276